

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県佐賀市鍋島町大字森田833番地1

氏 名 サキンエコリサイクル株式会社
代表取締役 高木 興一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和6年(2024年)5月16日
許可の有効年月日 令和11年(2029年)1月20日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含む）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、
鉱さい、がれき類、ばいじん、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁
器くず（自動車等破砕物を含む。）

以上16種類（水銀使用製品産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物（汚泥を除く）を含み、水銀含有ばい
じん等を除く。）

積替え・保管行為を含む産業廃棄物の種類

木くず、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕
物を除く。）

以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	佐賀市鍋島町大字森田字一本椎835番			
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	保管高	備考
廃プラスチック類	6.8㎡	12㎡	1.8m	屋外（鉄製コンテナ）
及び金属くず	24㎡	25㎡	1.5m	屋外（囲い）

所在地	鳥栖市酒井西町字瘤深858番1, 859番1			
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	保管高	備考
廃プラスチック類 及び金属くず	23㎡	36㎡	1.8m	屋外（鉄製コンテナ）

所 在 地	佐賀市鍋島町大字森田字一本椎834番1			
産業廃棄物の種類	面 積	保管上限	保管高	備 考
廃プラスチック類、 金属くず及びガラス くず・コンクリート くず・陶磁器くず	9.0m ²	18m ³	2.0m	屋外（鉄製コンテナ）
木くず	19m ²	9.9m ³	2.0m	屋外（鉄製コンテナ）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年1月21日 更新許可

令和6年5月16日 変更許可 積替え・保管行為を含む産業廃棄物の種類（木くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず）の追加 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。